

がん哲学外来市民学会 会 則

- 第1条 本会は、「がん哲学外来市民学会」(Cancer Philosophy Clinic Association for the People)と称し、一般社団法人「がん哲学外来」(東京都千代田区一番町23番3日本生命一番町ビル3F)に所属する。
- 第2条 本会は、「がん哲学外来」の理念のもと、「がん」と共に尊厳を持って生きていく市民が主体的に支え合う社会の実現を目的とする。
- 第3条 本会は、医師、医療従事者、一般市民、学生、中高生など、がん問題に関心を持つあらゆる人々が立場を超えて集う「交流」の場であり、市民の立場に立つ「医療維新」を目指す。
- 第4条 本会は以下の事業を行う。
①「がん哲学外来」の活動推進
②「がん哲学外来コーディネーター」修了証・認定証の発行
③「がん哲学外来市民学会」学術会議および総会の開催
④ニュースレターの発行
⑤その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができる。
会員は正会員、学生会員および賛助会員とし、それぞれ別に定める会費を払うものとする。総会における議決権は正会員のみが平等に有する。
会員は、本会の行う事業に参加することができる。
- 第6条 会員は申し出によりいつでも退会することができる。また、会費を2年以上納入しない会員は退会したものとみなす。
- 第7条 本会は、次の役員を置く。
代 表 1名
副代表 3名
広報委員 数名、財務委員 数名、その他必要に応じて各種委員を設ける。
学会事務局 1名
監 事 2名
- 第8条 代表及び副代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。選出方法については細則で定める。
- 第9条 本会は会員より選出された世話人を置く。世話人の選出方法については細則で定める。
- 第10条 本会の運営方針は執行役員会(代表及び副代表)で決定され、世話人会において承認をうけることを必要とする。
- 第11条 本会の日常業務を遂行するため事務局を置く。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会則の変更は世話人会において承認を得ることが必要である。
- 第14条 本会則の変更は世話人会において承認を得た直後より有効とする。

第1版 2012年4月1日

第2版 2013年7月6日

第3版 2014年7月13日

細 則

1. 会費

正会員	(大学生以上)	年会費		3,000 円
学生会員	(中学生・高校生)	年会費		1,000 円
医療機関賛助会員		年会費	—□	50,000 円
企業賛助会員		年会費	—□	100,000 円

2. 世話人の選出方法

世話人による推薦を受けて世話人会で承認を得る。

3. 代表及び副代表の選出方法

代表と副代表は 2 年ごとに世話人会で継続承認を受け、必要に応じて交替する。交替する場合には世話人の中から推薦を受け、世話人会で承認を受ける。

振込先

【金融機関名】ゆうちょ銀行

【店名】〇一九

【預金種目】当座

【口座番号】0664633

【口座名義】一般社団法人がん哲学外来(イッパンシャダンホウジンガンテツガクガイライ)

4. がん哲学外来市民学会の事務局は次の住所に置く。

〒385-0046 長野県佐久市前山321-3 がん哲学外来研修センター

電話:0267-63-5369 FAX:0267-63-5389

以上